

軽度者に対する電動車いす貸与の基準について

歩行が可能な利用者に電動車いすを貸与する場合は、「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」に該当する場合に限って貸与が可能です。

「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」は、該当する認定調査項目がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネジャーが判断することとなります。市へ確認依頼書の提出は必要ありません。

電動車いすを貸与する際の判断基準として、以下を参考にしてください。

《貸与に該当するかどうかを判断する際に確認すべき事項》

- ・ 本人の状態
- ・ 利用目的と頻度
- ・ 管理状況（自己管理ができるか、認知症の有無）
- ・ 走行状況（走行時の危険性の有無、走行行程）
- ・ 判断能力や対応力低下の有無（認知症、精神状況）
- ・ 代替性の確認
- ・ 下肢筋力低下の予防等

《留意点》

- ◆ 電動車いすは使用範囲が広いことや利用者が一人で外出する際に使うことが多く、使用方法を誤ることで、重大な事故につながる可能性があります。使用に際しては、安全性の確保を図ることが重要であり、使用開始後、認知症等判断能力の低下を伴う疾患や症状が出現した場合は、使用を中止してください。
- ◆ 電動車いすは不適切な使用をすることで、利用者の歩行状況の悪化等の身体能力の低下を招く危険性もあります。使用開始後の定期的なモニタリングの徹底を図るとともに（主治医からの運動制限等がある場合を除く）、下肢筋力の低下を防止する方策を講じ、利用者を実施してもらうように努めることが重要です。

《参考資料》

発行 令和3年3月 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

「[福祉用具相談員向け]

ハンドル型電動車椅子の貸与実務における安全利用のための指導手順書
ーハンドル形電動車椅子を安全にご利用いただくためにー

【参考】電動車いす貸与の基準

項目	確認事項	結果
本人の状態	表の「厚生労働大臣が定める者のイ」が「(二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」に該当する。	はい・いいえ
利用目的	主に日常生活に必要な活動のために使用する。【例】買い物、公共機関の手続き、通院等 <u>単なる気分転換や趣味、楽しみだけの使用は、介護保険として適切ではありません。</u>	はい・いいえ
利用頻度	「利用目的」のために週1回程度、使用する見込みがある。	はい・いいえ
管理状況	操作方法や管理(充電)についての理解はできる。	はい・いいえ
走行状況	<ul style="list-style-type: none"> 交通ルールを理解・遵守はできる。 自宅周辺の環境は安全である。(交通量の多い幹線道路、踏切、坂道や交差点等) 	はい・いいえ はい・いいえ
判断能力や対応力低下の有無	<ul style="list-style-type: none"> 判断能力や対応力低下の有無に問題はない。(認知症、精神状況) 視力・聴力障がいはない。(視覚・聴覚からの情報が入りにくい場合、安全走行が難しいと考えられる。) 	はい・いいえ はい・いいえ
代替性の確認	<ul style="list-style-type: none"> 家族等の協力・支援がある。 他の福祉用具(歩行補助つえや歩行器等)を使用すれば、歩行可能な距離である。 公共交通機関等を使用することで「利用目的」が達成される。 電動車いすを使用することで、できる限り訪問介護を利用しなくて済む。 	いいえ・はい いいえ・はい いいえ・はい はい・いいえ
下肢筋力低下の予防等	以下のいずれかに該当する。 <ul style="list-style-type: none"> 電動車いす使用による下肢筋力低下のおそれ等がない。 下肢筋力の低下等を予防する活動等がある。 	はい・いいえ

表

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に歩行が困難な者 (二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1-7「3.できない」 —
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に起きあがり困難な者 (二)日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4「3.できない」 基本調査1-3「3.できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3「3.できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一)意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二)移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～3-7のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査3-8～4-15のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト（つり具の部分を除く。）	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に立ち上がり困難な者 (二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査1-8「3.できない」 基本調査2-1「3.一部介助」 又は「4. 全介助」 —
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一)排便が全介助を必要とする者 (二)移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6「4. 全介助」 基本調査2-1「4. 全介助」